

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正に伴う関係規則等の整理に関する規程

(平成 25 年 4 月 1 日 25 規程第 18 号)

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正(25 経教規則第 号)に伴い、関係規則等の整理に関する規程を次のとおり定める。

(国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等給与細則の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等給与細則(平成 19 年 4 月 1 日 19 細則第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

乙種	雇用期間	号俸及び俸給月額						
		1	2	3	4	5	6	7

」

を

「

乙種	労働契約の期間	号俸及び俸給月額						
		1	2	3	4	5	6	7

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員准教授に関する規程の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学客員教授及び客員准教授に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日 16 教規程第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「雇用契約書」を「労働契約書」に改める。

(国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程の一部改正)

第 3 条 国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程(平成 22 年 8 月 1 日 22 経規程第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「雇用契約期間」を「労働契約の期間」に改める。

第 4 条第 2 項中「雇用契約期間」を「労働契約の期間」に改める。

(国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則の一部改正)

第 4 条 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則(平成 21 年 4 月 1 日 21 経教規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改め、同条中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改める。

(国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員給与規程の一部改正)

第5条 国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員給与規程(平成19年11月5日19経規程第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則の一部改正)

第6条 国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則(平成21年7月27日21経教規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改め、同条中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改める。

第4条の見出し中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同条中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員給与規程の一部改正)

第7条 国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員給与規程(平成21年11月2日21経規程第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改める。

(国立大学法人東京農工大学女性教員研究支援員制度に関する学長裁定の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学女性教員研究支援員制度に関する学長裁定(平成21年3月24日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改める。

(「農工大式ポジティブアクション『1プラス1』」実施要項の一部改正)

第9条 「農工大式ポジティブアクション『1プラス1』」実施要項(平成21年11月5日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改める。

(国立大学法人東京農工大学シニアプロフェッサーに関する要項の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学シニアプロフェッサーに関する要項(平成20年12月17日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改め、同条中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改める。

(国立大学法人東京農工大学インストラクターに関する要項の一部改正)

第11条 国立大学法人東京農工大学インストラクターに関する要項(平成22年3月10日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改め、同条中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改める。

(イノベーション推進事業で雇用する特定有期雇用職員に関する要項の一部改正)

第12条 イノベーション推進事業で雇用する特定有期雇用職員に関する要項(平成22年8月1日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「雇用契約期間」を「労働契約の期間」に改め、同条第1項中「雇用契約期間」を「労働契約の期間」に改め、同条第2項中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

(設備サポートセンター事業で雇用する特定有期雇用職員に関する要項の一部改正)

第13条 設備サポートセンター事業で雇用する特定有期雇用職員に関する要項(平成23年5月1日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「雇用契約期間」を「労働契約の期間」に改め、同条第1項中「雇用契約期間」を「労働契約の期間」に改め、同条第2項中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における特別招へい教授に関する要項の一部改正)

第14条 国立大学法人東京農工大学における特別招へい教授に関する要項(平成20年2月5日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第4条の見出し中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改め、同条第1項中「雇用期間」を「労働契約の期間」に改め、同条第2項中「雇用期間」を「労働契約の期間」に、「雇用予定期間」を「労働契約の期間」に改める。

第11条中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。